

鎌倉市告示第 129 号

会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇



委任の対象となった事務	委任を受けた者
ア 行政文書等の公開請求等に係る複写費用実費負担金 イ 行政資料等の頒布代金 ウ 所管する事務事業等に係る雑入等	総務課 現金分任出納員 渡辺 萌水
ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち納税課の所掌事務に係るもの イ 地方税法及び鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）に基づく市税及び県民税並びにこれらに附帯する徴収金等 ウ 鎌倉市債権管理条例に基づく市の債権のうち納税課の所掌事務に係るもの	納税課 現金分任出納員 大森 萌子
ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち地域のつながり課の所掌事務に係るもの イ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 ウ 寄附金の収入	地域のつながり課 現金分任出納員 植竹 康浩
ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち支所の所掌事務に係るもの イ 自動車臨時運行許可に関する規則に基づく弁償金 ウ 鎌倉市市税条例に基づく弁償金 エ 鎌倉市印鑑条例に基づく印鑑登録証明書交付手数料及び印鑑登録証交付手数料 オ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく電子証明書発行手数料 カ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年10月条例第46号）に基づく使用料並びに	大船支所 現金分任出納員 中村 恭子 玉縄支所 現金分任出納員 財部 浩樹

その延滞金及び過料 キ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びに その督促手数料及び延滞金 ク 所管する事務事業に係る広告料収入 ケ 所管する事務事業に係る雑入	
ア 鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年6月条例第12号)に基づく貸付金 の償還金及び貸付に係る違約金 イ 事業開催の参加費負担金 ウ 寄附金の収入 エ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づ く使用料並びにその延滞金及び過料 オ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びに その督促手数料及び延滞金 カ 所管する事務事業に係る広告料収入 キ 所管する事務事業に係る雑入	福祉政策課 現金分任出納員 茂木 丈真
ア 寄附金の収入 イ 所管する事務事業に係る雑入	環境政策課 現金分任出納員 渡辺 夏月 現金分任出納員 米波 俊之
ア 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に 関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づ く使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 所管する事務事業に係る雑入	環境センター 現金分任出納員 岩崎 謙二 現金分任出納員 大峰 慎平
ア 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づ く使用料並びにその延滞金及び過料 イ 鎌倉市住居表示に関する条例(昭和39年6 月第34号)に基づく住居表示台帳の写しの交	市街地課 現金分任出納員 氏原 由絵

付等の手数料 ウ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち市街地課の所掌事務に係るもの エ 所管する事務事業に係る雑入	
ア 鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）に基づく占用料並びにその延滞金及び滞納処分費 イ 鎌倉市準用河川占用条例（平成12年3月条例第25号）に基づく占用料並びにその延滞金及び滞納処分費 ウ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 エ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち道水路調査課の所掌事務に係るもの オ 所管する事務事業に係る雑入	道水路調査課 現金分任出納員 大堀 直之 現金分任出納員 藤田 智裕
ア 鎌倉市母子、寡婦及び父子福祉資金貸付条例（昭和53年3月条例第34号）に基づく貸付に係る償還金及び違約金 イ 寄附金の収入	こどもみらい課 現金分任出納員 堀越 朱莉